平成２１年（フ）第５３２号
愛知県一宮市浅井町河田字南之上68番地５、住民票上の住所愛知県一宮市浅井町河田字桜の里176番地
破産者　山口　久雄
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第９０号
大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁49番地の４、住民票上の住所和歌山県伊都郡高野町大字高野山530番地
破産者　牧野　三郎
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第９１号
大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁49番地の４、住民票上の住所和歌山県伊都郡高野町大字高野山530番地
破産者　牧野　京子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５０２号
和歌山県橋本市高野口町伏原323番地の２
破産者　兼井パイル織物工場こと　兼井　庸雄
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮990番地101
破産者　三木　敏朗
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４号
沖縄県名護市宮里１―28―８南西ビル510号
破産者　岩佐甲子郎
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第３３７号
山口県下関市幸町11番１―904号　唐戸幸町団地、破産手続開始時の住所山口県下関市三河町５番１号
破産者　松倉　公一
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第３４２号
埼玉県所沢市大字荒幡1051番地の１　多摩湖テラスハウス10、破産手続開始時の住所山口県下関市貴船町３丁目５番19号
破産者　松倉　豊彦
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第３５２号
山口県下関市秋根西町１丁目７番２号　リバティハウス201号、破産手続開始時の住所山口県下関市川中本町１丁目22番７号
破産者　松倉　健二
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目１番24号　ウエスト広成１号館101号室、前住所山口県下関市彦島向井町１丁目10番13号
破産者　百合野俊彦
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目17番７号
破産者　若松　月子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第３２５号
長崎県長崎市かき道４丁目４番12号
破産者　松林　茂樹
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
長崎県長崎市滑石１丁目１番９―603号、旧住所長崎県長崎市城山台１丁目25番６号
破産者　荒本　博之
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７号
長崎県五島市富江町長峰3775番地
破産者　鹿垣　籾義
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第９３８８号
東京都小平市喜平町３丁目１―６―301
破産者　五十嵐ハルエ
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３９２号
東京都北区昭和町１丁目３―18―102
破産者　小林　清八
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４２９号
東京都渋谷区笹塚２丁目31―１―101
破産者　荒井　　勝
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４５５号
神奈川県厚木市栄町２丁目６―28―201
破産者　佐々木　實
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部